平成２２年（フ）第２４９号
静岡市駿河区富士見台２丁目１番59号　コーポＴ＆Ｙ205号、旧住所静岡市駿河区国吉田１丁目６番24号
債務者　木場　昭宏
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２７８号
千葉県茂原市小林2487番地５
破産者　株式会社東幸技研
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成１８年（フ）第４２７号
岩手県陸前高田市気仙町字二日市145番地
破産者　株式会社あぶらや商店
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第７２６号
千葉市美浜区中瀬２丁目６番地
破産者　株式会社ＭＯＶＡＤＯ
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第７２８号
千葉市美浜区中瀬２丁目６番地
破産者　株式会社Ｉ・Ｔ・Ｓ
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２３号
千葉県船橋市芝山２－５－13－308、開始決定時の住所千葉県船橋市海神６丁目24番８－312号
破産者　赤池　敏康
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２４号
千葉県船橋市芝山２－５－13－308、開始決定時の住所千葉県船橋市海神６丁目24番８－312号
破産者　赤池奈津子
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２号
千葉県市川市原木１丁目16番６－205号　原木マンション
破産者　増山　　巌
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４０号
千葉市中央区新宿２丁目３番６号　エステート秀804号
破産者　岩永百合子
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４９号
千葉県八千代市緑が丘２丁目33番７
破産者　有限会社ネットホーム
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５０号
岩手県奥州市江刺区栄町５－１、住民票上の住所千葉県八千代市萱田2220番地82
破産者　小原健次郎
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５１号
岩手県奥州市江刺区栄町５－１、住民票上の住所千葉県八千代市萱田2220番地82
破産者　小原美知子
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１９４号
東京都青梅市河辺町８丁目３番地の４ホーユーコンフォルト河辺406
破産者　渡邊　慎一
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２５７６号
宮崎県西都市大字藤田1094番地
破産者　有限会社長友ストアー
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３５号
横浜市都筑区池辺町3508番地２
破産者　有限会社オートボディタニ
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７号
福井市上北野２丁目９番19号
破産者　株式会社スズキ眼鏡
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４２号
神戸市東灘区深江本町１丁目12番16号
破産者　株式会社コウベメイト
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７４号
兵庫県揖保郡太子町立岡262番地、前住所兵庫県揖保郡太子町下阿曽149番地の１
破産者　有限会社光廉工業
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１３８９号
広島市西区三滝本町１丁目36番１号、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市新高根２丁目20番５号
破産者　株式会社協立
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２８号
広島市中区竹屋町１番17号
破産者　有限会社ステージプロデュースバックボーン
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部